

塵芥収集車（2 t 積プレス式強制排出車）購入仕様書

1 購入車両及び台数

塵芥収集車（2t 積プレス式強制排出車） 1 台

2 シャーシ

- (1) 最大積載量 2 t 以下
- (2) 総排気量 2,900cc 以上
- (3) 最大馬力 100kw 以上
- (4) 最小回転半径 5.5m 以内
- (5) 乗車人員 3 名
- (6) 排出ガス規制及び燃料基準については最新のものとする。
- (7) テールゲート側面を二重張りにすること。
- (8) 高圧油圧ホースをビニールホースで保護すること。
- (9) 集中給脂を取付すること。
- (10) キャブ形状は、標準キャブ、ハイルーフまたはセミハイルーフとし、ルーフデッキを装備すること。
- (11) オートマチックトランスミッションとし、パーキングレンジを有すること。P・T・O は、スイッチ式とし、パーキングレンジのみで作動し、ハザードランプ連動とすること。
- (12) 前輪は、ディスクブレーキとすること。
- (13) キャブ内に A4 サイズの格納ができるものとする。
- (14) サンバイザー（助手席）及びサイドバイザーを有すること。
- (15) 汚水レールをホース式にすること。
- (16) 排出板シリンダブラケット部の補強をすること。
- (17) 助手席用ミラー(取付位置は、別途協議とする。)を有すること。
- (18) アンダーミラー及び電動格納ミラー(左右共に単独で作動すること。)を有すること。
- (19) 拡声装置を有すること。なお、拡声装置は、SD カード式拡声装置（SD カードは 8 GB 以上のものとする。）、スピーカー（防水式）とし、取り付け位置は、別途協議とする。
- (20) フロントバンパーは、ボディと同色にすること。
- (21) インターロックを左右取付すること。
- (22) 連絡ブザーを左右取付すること。
- (23) アンダーコート（シャーシ、フレーム後端）塗布をすること。
- (24) アドブルー 20 ℓ を 5 個納品すること。

(25) 運転台床マット（標準マット）は、1 セットとする。

(26) オイルジャッキ

(27) 緊急脱出工具

3 架 装

(1) 荷箱容積は、4.3 m³以上とする

(2) プレス式強制排出車とし、ごみ逆流防止装置（飛散防止ゴム付）を取付けること。

(3) 荷箱前方は密閉式とし、開閉扉の右側は折りたたみ式とすること。

(4) 荷箱内部、フロントパネル及び開閉扉裏側を防錆塗装すること。

(5) テールゲート部折り畳み案内板付（固定器具補強、ロックはなしとする。）

(6) テールゲート上部への防災シート取付け並びにホース及びハーネスへの耐熱リボン巻付けを行うこと。

(7) 火災検知装置を取り付けること。

(8) 投入口内部メンバーは角チューブでボトル止めとする。

(9) 投入口の高さは地上から 800 mm以内とする

(10) LED 作業灯（ホッパー中央 1 ヶ所、テールゲート左右各 1 ヶ所）を装着すること。

(11) 汚水タンク（汚水穴は、2 cmとし、4 ヶ所とする。）を取付けること。

(12) 格納箱

(13) 車載用 3 号消火器（粉末 ABC）

(14) ホーキ立て 2 本取付

(15) 連続回転スイッチ取付

(16) LED タイヤ灯（スイッチ付）を装備（左右）すること。

(17) ステンレス製リヤフェンダー（左右）

(18) 泥除け板を後輪フェンダー前方に取付（ステンレス製）

(19) 市光製ドライブレコーダー（STR-300）を取り付けること。SD カードは 128GB 以上とし、2 枚以上納品すること。

(20) テールゲートの開閉ハンドルは誤操作を防ぐため左右独立式とし、片手操作が容易なものとする。また一本バーは、不可とすること。

(21) パンチングメタル式の物入れを取り付けること。

(22) 車止め及び格納設備を左右に取り付けること。

(23) 操作スイッチに緊急停止回路を組込むこと。

4 その他仕様

- (1) 文字等 市章、標記、標語、シンボルマーク、No.については、指示どおりとすること。
- (2) 塗装 関西ペイントNo.305 タークワースグリーン（ウレタン塗装）または同等品。補修用塗料として1台分16kgを用意すること。

5 下取り車両

- (1) 車名 日野（型式 TKG-XZU 6 0 0 F）塵芥収集車
- (2) 登録年月日 平成 25 年 9 月 30 日
- (3) 車検 令和 7 年 9 月実施
- (4) 走行距離 119,725 km（令和 8 年 7 月 2 日時点）
- (5) リサイクル番号 0 7 1 0 - 0 3 6 2 - 7 1 8 1

※購入車両が納車されるまでの間は三浦市が使用する。

6 その他

- (1) 見積価格は、車両本体価格、装備及び付属品価格、登録諸費用（手続代行に伴う費用）、下取り又は廃棄諸費用により算出すること。
- (2) 見積価格に、消費税及び地方消費税の額、自動車税（環境性能割）、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料関連費用、その他法定費用を別途加算して契約を行うものとする。
- (3) 車両作成中、諸般の事情により仕様書の変更及び不明な点が生じた場合は、直ちに担当者と協議の上、確認書等を取り交わし誤りがないようにすること。

7 その他

- (1) 車両登録は、令和 9 年 8 月 24 日（火曜日）までに行うこと。また、登録に係る一切の費用を含むものとする。
- (2) 納車は令和 9 年 8 月 31 日（火曜日）までに完了すること。
- (3) 納入期限前に本市の行う検査を受検すること。なお、納車場所は、三浦市三崎町六合 1004-3 三浦市清掃事業所とする。
- (4) 納入時には、写真（前後左右 各 2 枚、左前ななめ 2 枚、右後ろななめ 2 枚、その他本市の指示による。）を提出すること。
- (5) 仕様は既存車両をベースにすること。